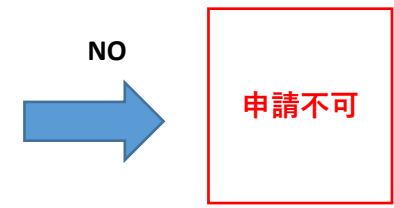


躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 対象設備「ソフトウェア」について

以下のすべてに該当している

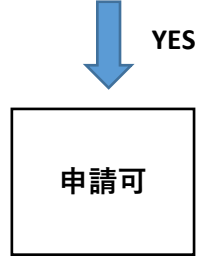
- 1 東京都内で2年以上の事業実績があり、都税事務所の納税証明書を2年分提出できる
- 2 「リース・レンタル」「従量・定量課金」「サブスクリプション」等、経費には該当しない計画である
- 3 固定資産に計上する際「ソフトウェア」として減価償却する計画である
- 4 1基当たりの単価が、税抜50万円以上である
- 5 助成金交付申請額は100万円以上である
- 6 ソフトウェアに該当する助成金交付申請額（税抜価格×助成率）が300万円以上である
- 7-1（本店登記所在地が東京都の場合）
設置場所が東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県、である
- 7-2（本店登記所在地が東京都以外で、支店登記が東京都の場合）
設置場所が東京都、である



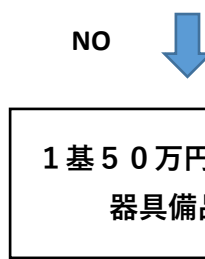
今回の申請者区分は「Ⅱ DX推進区分」である



導入するソフトウェアは「製造や役務の提供」に直接使用するもの（ソフトウェアA）のみである



製造や役務の提供に直接使用するソフトウェアAを導入する。（ソフトウェアの助成金交付申請額は300万円以上である）



DX推進区分申請可



ソフトウェアBを併せて申請する



「機械装置・器具備品・ソフトウェアA」を対象に申請可

生産性向上に寄与するソフトウェアBは1基50万円以上である



「機械装置・器具備品・ソフトウェアA」+ソフトウェアBを対象に申請可



ソフトウェアBは申請不可